

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

・専門人材マッチング

① 取引先における人材ニーズの把握と支援

取引先企業の業務内容や課題を詳細に分析し、必要とされるスキルや経験を持つ専門人材の確保を支援します。特に、デジタル技術の活用、DX推進、サプライチェーンマネジメントに精通した人材のマッチングを強化し、企業の競争力向上を目指します。

② 外部専門家・フリーランス人材との連携強化

企業が抱える特定の課題やプロジェクトに対応するため、外部の専門家やフリーランス人材とのマッチング機会を創出します。これにより、短期間での課題解決や新たな価値創造を支援し、企業の成長を加速させます。

③ 教育・研修プログラムの提供

取引先企業の従業員が持続的にスキルを向上できるよう、最新技術や業界トレンドに関する教育・研修プログラムを提供します。特に、デジタル技術の活用や事業継続計画（BCP）に関するトレーニングを通じて、企業の競争力向上を支援します。

④ テレワーク・柔軟な働き方への対応支援

専門人材の活用を通じて、取引先企業のテレワーク導入やフレキシブルな働き方の実現を支援します。これにより、企業の生産性向上や従業員のワークライフバランスの改善を図り、持続可能な成長環境の構築を目指します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。また、下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意する。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。なお、取引対価

の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。具体的には、労務費の上昇分を適正に反映するため、当社は、労務費の増加要因を明確にし、必要な情報を客観的かつ透明性のある形で取引先に提示します。その際、交渉が公正かつ円滑に進むよう、取引先の理解を得るための十分な説明を行い、誠実な対話を重視します。また、適正な労務費の転嫁を実現するため、一方的な価格決定を避け、取引先との協議を継続的に実施し、合理的かつ公正な価格設定を目指します。交渉においては、対等な立場を尊重し、優越的地位の乱用や不当な価格圧力をかけることのないよう留意します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とします

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

令和 7 年 2 月 20 日

株式会社クノウ

代表取締役 久能 雄三

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。